

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件 五〇
- 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定により変更の届出があった件 五〇
- 地籍調査の成果について認証した件二件 五〇
- 道路の区域を変更する件 五〇
- 道路の供用を開始する件 五〇
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件 五〇
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 五〇
- 都市計画法により公聴会を開催する件十五件 五二

## 告 示

**福島県告示第六百九十六号**  
 救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一條第一項の規定により、次の病院を平成二十五年十月十九日救急病院として認定した。  
 平成二十五年十一月一日

名称	所在地	福島県知事	佐藤雄平
一般財団法人太田綜合病院附 属太田西ノ内病院	郡山市西ノ内二丁目五番二〇	認定有効期限	平成二八年一〇月一八日

（地域医療課）

**福島県告示第六百九十七号**  
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定により、大規

模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十五年十一月一日から平成二十六年三月一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津坂下町産業部商工観光班に備え置いて縦覧に供する。  
 平成二十五年十一月一日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 リオン・ドール坂下中央店 福島県河沼郡会津坂下町古町川尻三百八十六の一ほか  
 変更した事項
  - 二 大規模小売店舗を設置する者の住所  
 （変更前）東京都練馬区関町南一丁目九番四号  
 （変更後）東京都杉並区荻窪五の十六の五 エルシオン荻窪二百四  
 変更した年月日
  - 三 平成二十五年四月一日
  - 四 届出年月日  
 平成二十五年十月二十一日
  - 五 届出をした者  
 田中商事株式会社
- （商業まちづくり課）

**福島県告示第六百九十八号**  
 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九條第二項の規定により、郡山市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。  
 平成二十五年十一月一日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 調査を行った者の名称  
 郡山市
  - 二 成果の名称  
 郡山市田村町田母神の一部に係る地籍図及び地籍簿
- （農村計画課）

**福島県告示第六百九十九号**  
 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九條第二項の規定により、郡山市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。  
 平成二十五年十一月一日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 調査を行った者の名称  
 郡山市
- 二 成果の名称

郡山市湖南町福良の一部に係る地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県告示第七百号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に  
ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路  
計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十五年十一月一日から二週間一般の縦覧  
に供する。  
平成二十五年十一月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		変更前	変更後		
一般国道 二五二号	大沼郡金山町大字大塩 字上中山三二九六番二 地先から 同 郡同 町大字横田 字浜子一三八二番一 地先まで	A	B	六・五 一八・五	四九八・〇
		六・五 一八・五	一・〇 三〇・五	五八〇・〇	
		変更後		A	五〇九・五
				B	五九一・五
				一・〇 三三・六	

(道路計画課)

福島県告示第七百一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の  
供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若  
松建設事務所で平成二十五年十一月一日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十五年十一月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道二五二号	大沼郡金山町大字大塩字上中山三二九六番 二地先から	平成二十五年一 月二日
同 郡同	町大字横田字浜子一三八二番一	

地先まで

(道路計画課)

公 告

公告第三百四十三号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利  
活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。  
平成二十五年十一月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日  
平成二十五年十月七日
- 二 名称  
特定非営利活動法人虹の架け橋
- 三 代表者の氏名  
佐藤 言恵
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県南相馬市原町区仲町二丁目五十九番地
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、発達障がい者に対して障害者総合支援法に基づく事業や就労支援など  
を行うとともに、地域住民に対しても発達障がい者への理解を促進させるための啓発  
事業を行うことで、障がい者福祉の増進に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第三百四十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次の  
とおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。  
平成二十五年十一月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 土地改良区の名称  
安積疏水土地改良区
- 退任した役員  
役員 氏名 住所  
監事 國分 鉄之助 郡山市熱海町安子島字町四一番地  
就任した役員  
役員 氏名 住所  
監事 安藤 喜勝 郡山市三穂田町山口字芦ノ口二九番地

公告第三百四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、県北都市計画に係る公聴会を次のとおり開催する。

平成二十五年十一月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 公聴会の開催日時及び場所

1 福島市会場

日時 平成二十五年十一月二十五日（月） 午後六時三十分から

場所 福島市霞町一番五十二号 福島市市民会館二階

2 伊達市会場

日時 平成二十五年十一月二十六日（火） 午後六時三十分から

場所 伊達市保原町字宮下百十一番四号 保原市民センター

二 公聴会の案件

県北都市計画に定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を変更する案並びに県北都市計画に定める区域区分に関する都市計画を変更する案

三 公述人の資格

公述人になることができる者は、県北都市計画区域内の住民に限る。

四 公述人の申出

公述人になろうとする者は、平成二十五年十一月十五日（金）までに、別記様式による公述申出書を福島県土木部都市総室都市計画課若しくは福島県県北建設事務所又はその者の居住する市町を經由して知事に提出して申し出るものとする。

五 その他

1 福島県都市計画公聴会規則（昭和四十四年福島県規則第九十一号）第六条第一項の規定により知事が公述人の数若しくは公述の時間を制限し、又は公述の全部若しくは一部を認めないときは、その旨を公述の申出をした者に通知する。

2 この公聴会に係る都市計画の変更の案は、福島県土木部都市総室都市計画課、福島県県北建設事務所並びに福島市、伊達市、桑折町及び国見町の都市計画担当課において縦覧に供する。

3 この公聴会に関する詳細については、福島県土木部都市総室都市計画課又は2の都市計画担当課に問い合わせること。

別記様式

公 述 申 出 書

平成25年11月1日付け福島県報に登載された「県北都市計画に定める に関する都市計画を変更する案」に関し、次のとおり公述を申し出ます。

平成25年 月 日

福島県知事 佐藤 雄 平

（農村計画課）

公述申出人

住所氏名

1 公述をしようとする公聴会の開催日

市会場 平成25年11月 日

2 意見を述べようとする理由

3 意見の要旨

注 「意見を述べようとする理由」及び「意見の要旨」については、日本工業規格A列4番の大きさの400字詰め原稿用紙1枚以内に横書きのこと。（都市計画課）

公告第三百四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、霊山都市計画に係る公聴会を次のとおり開催する。

平成二十五年十一月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 公聴会の開催日時及び場所

日時 平成二十五年十一月二十九日（金） 午後六時三十分から

場所 伊達市霊山町掛田字西裏十七 伊達市霊山中央公民館大ホール

二 公聴会の案件

霊山都市計画に定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を変更する案

三 公述人の資格

公述人になることができる者は、霊山都市計画区域内の住民に限る。

四 公述人の申出

公述人になろうとする者は、平成二十五年十一月十五日（金）までに、別記様式による公述申出書を福島県土木部都市総室都市計画課若しくは福島県県北建設事務所又は伊達市を經由して知事に提出して申し出るものとする。

五 その他

1 福島県都市計画公聴会規則（昭和四十四年福島県規則第九十一号）第六条第一項の規定により知事が公述人の数若しくは公述の時間を制限し、又は公述の全部若しくは一部を認めないときは、その旨を公述の申出をした者に通知する。

2 この公聴会に係る都市計画の変更の案は、福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県北建設事務所並びに伊達市の都市計画担当課において縦覧に供する。

3 この公聴会に関する詳細については、福島県土木部都市総室都市計画課又は2の都市計画担当課に問い合わせること。

別記様式

公 述 申 出 書  
平成25年11月1日付け福島県報に登載された「霊山都市計画に定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を変更する案」に関し、次のとおり公述を申し上げます。

平成25年 月 日

福島県知事 佐藤 雄平

公述申出人

住所  
氏名

- 1 意見を述べようとする理由
- 2 意見の要旨

注 「意見を述べようとする理由」及び「意見の要旨」については、日本工業規格A列4番の大きさの400字詰め原稿用紙1枚以内に横書きのこと。

(都市計画課)

公告第三百四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、川俣都市計画に係る公聴会を次のとおり開催する。

平成二十五年十一月一日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 公聴会の開催日時及び場所  
日時 平成二十五年十一月二十七日（水） 午後六時三十分から  
場所 伊達郡川俣町字樋ノ口十一 川俣町中央公民館第二研修室
- 二 公聴会の案件  
川俣都市計画に定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を変更する案
- 三 公述人の資格  
公述人になることができる者は、川俣都市計画区域内の住民に限る。
- 四 公述人の申出  
公述人になろうとする者は、平成二十五年十一月十五日（金）までに、別記様式による公述申出書を福島県土木部都市総室都市計画課若しくは福島県県北建設事務所又は川俣町を経由して知事に提出して申し出るものとする。
- 五 その他  
1 福島県都市計画公聴会規則（昭和四十四年福島県規則第九十一号）第六条第一項の規定により知事が公述人の数若しくは公述の時間を制限し、又は公述の全部若しくは一部を認めないときは、その旨を公述の申出をした者に通知する。

- 2 この公聴会に係る都市計画の変更の案は、福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県北建設事務所並びに川俣町の都市計画担当課において縦覧に供する。
- 3 この公聴会に関する詳細については、福島県土木部都市総室都市計画課又はこの都市計画担当課に問い合わせる。

別記様式

公 述 申 出 書

平成25年11月1日付け福島県報に登載された「川俣都市計画に定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を変更する案」に関し、次のとおり公述を申し上げます。

平成25年 月 日

福島県知事 佐藤 雄平

公述申出人

住所  
氏名

- 1 意見を述べようとする理由
- 2 意見の要旨

注 「意見を述べようとする理由」及び「意見の要旨」については、日本工業規格A列4番の大きさの400字詰め原稿用紙1枚以内に横書きのこと。

(都市計画課)

公告第三百四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、二本松本宮都市計画に係る公聴会を次のとおり開催する。

平成二十五年十一月一日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 公聴会の開催日時及び場所  
日時 平成二十五年十一月二十八日（木） 午後六時三十分から  
場所 二本松市金色四百三番地一 二本松市役所正庁
- 二 公聴会の案件  
二本松本宮都市計画に定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を決定する案
- 三 公述人の資格  
公述人になることができる者は、二本松本宮都市計画区域内の住民に限る。
- 四 公述人の申出  
公述人になろうとする者は、平成二十五年十一月十五日（金）までに、別記様式による公述申出書を福島県土木部都市総室都市計画課若しくは福島県県北建設事務所又は

はその者の居住する市村を經由して知事に提出して申し出るものとする。  
五 その他

- 1 福島県都市計画公聴会規則（昭和四十四年福島県規則第九十一号）第六条第一項の規定により知事が公述人の数若しくは公述の時間を制限し、又は公述の全部若しくは一部を認めないときは、その旨を公述の申出をした者に通知する。
- 2 この公聴会に係る都市計画の決定の案は、福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県東北建設事務所並びに二本松市、本宮市及び大玉村の都市計画担当課において縦覧に供する。
- 3 この公聴会に関する詳細については、福島県土木部都市総室都市計画課又は2の都市計画担当課に問い合わせること。

別記様式

平成25年11月1日付け福島県報に登載された「二本松本宮都市計画に定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を決定する案」に関し、次のとおり公述を申し上げます。

平成25年 月 日  
福島県知事 佐藤雄平  
公述申出人

住所  
氏名

- 1 意見を述べようとする理由
- 2 意見の要旨

注 「意見を述べようとする理由」及び「意見の要旨」については、日本工業規格A列4番の大きさの400字詰め原稿用紙1枚以内に横書きのこと。

(都市計画課)

公告第三百四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、県中都市計画に係る公聴会を次のとおり開催する。

平成二十五年十一月一日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 公聴会の開催日時及び場所  
日時 平成二十五年十一月二十六日（火） 午後六時三十分から  
場所 郡山市朝日町一丁目二十九番九号 郡山市役所総合福祉センター五階集会室
- 二 公聴会の案件  
県中都市計画に定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画

を変更する案並びに県中都市計画に定める区域区分に関する都市計画を変更する案

- 三 公述人の資格  
公述人になることができる者は、県中都市計画区域内の住民に限る。
- 四 公述人の申出  
公述人になろうとする者は、平成二十五年十一月十五日（金）までに、別記様式による公述申出書を福島県土木部都市総室都市計画課若しくは福島県県中建設事務所又はその者の居住する市村を經由して知事に提出して申し出るものとする。
- 五 その他
  - 1 福島県都市計画公聴会規則（昭和四十四年福島県規則第九十一号）第六条第一項の規定により知事が公述人の数若しくは公述の時間を制限し、又は公述の全部若しくは一部を認めないときは、その旨を公述の申出をした者に通知する。
  - 2 この公聴会に係る都市計画の変更の案は、福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県中建設事務所並びに郡山市、須賀川市及び鏡石町の都市計画担当課において縦覧に供する。
  - 3 この公聴会に関する詳細については、福島県土木部都市総室都市計画課又は2の都市計画担当課に問い合わせること。

別記様式

平成25年11月1日付け福島県報に登載された「県中都市計画に定める に関する都市計画を変更する案」に関し、次のとおり公述を申し上げます。

平成25年 月 日  
福島県知事 佐藤雄平  
公述申出人

住所  
氏名

- 1 意見を述べようとする理由
- 2 意見の要旨

注 「意見を述べようとする理由」及び「意見の要旨」については、日本工業規格A列4番の大きさの400字詰め原稿用紙1枚以内に横書きのこと。

(都市計画課)

公告第三百五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、田村三春小野都市計画に係る公聴会を次のとおり開催する。

平成二十五年十一月一日

福島県知事 佐藤雄平

一 公聴会の開催日時及び場所

日時 平成二十五年十一月二十九日(金) 午後六時三十分から  
場所 田村市船引町船引字南元町二十八番地 田村市船引公民館

二 公聴会の案件

田村三春小野都市計画に定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を決定する案

三 公述人の資格

公述人になることができる者は、田村三春小野都市計画区域内の住民に限る。

四 公述人の申出

公述人になろうとする者は、平成二十五年十一月十五日(金)までに、別記様式による公述申出書を福島県土木部都市総室都市計画課若しくは福島県県中建設事務所又はその者の居住する市町を經由して知事に提出して申し出るものとする。

五 その他

1 福島県都市計画公聴会規則(昭和四十四年福島県規則第九十一号)第六条第一項の規定により知事が公述人の数若しくは公述の時間を制限し、又は公述の全部若しくは一部を認めないときは、その旨を公述の申出をした者に通知する。

2 この公聴会に係る都市計画の決定の案は、福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県中建設事務所並びに田村市、三春町及び小野町の都市計画担当課において総覧に供する。

3 この公聴会に関する詳細については、福島県土木部都市総室都市計画課又は2の都市計画担当課に問い合わせるよう。

別記様式

公 述 申 出 書

平成25年11月1日付け福島県報に登載された「田村三春小野都市計画に定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を決定する案」に関し、次のとおり公述を申し上げます。

平成25年 月 日

福島県知事 佐藤 雄平

公述申出人

住所 氏名

- 1 意見を述べようとする理由
- 2 意見の要旨

注 「意見を述べようとする理由」及び「意見の要旨」については、日本工業規格A列4番の大きさの400字詰め原稿用紙1枚以内に横書きのこと。

(縦書き用紙)

公告第三百五十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により、石川都市計画に係る公聴会を次のとおり開催する。  
平成二十五年十一月一日

福島県知事 佐藤 雄平

一 公聴会の開催日時及び場所

日時 平成二十五年十一月二十七日(水) 午後六時三十分から  
場所 石川郡石川町字渡里沢二百九十六番八号 石川町総合体育館ミーティングルーム

二 公聴会の案件

石川都市計画に定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を変更する案

三 公述人の資格

公述人になることができる者は、石川都市計画区域内の住民に限る。

四 公述人の申出

公述人になろうとする者は、平成二十五年十一月十五日(金)までに、別記様式による公述申出書を福島県土木部都市総室都市計画課若しくは福島県県中建設事務所又はその者の居住する町村を經由して知事に提出して申し出るものとする。

五 その他

1 福島県都市計画公聴会規則(昭和四十四年福島県規則第九十一号)第六条第一項の規定により知事が公述人の数若しくは公述の時間を制限し、又は公述の全部若しくは一部を認めないときは、その旨を公述の申出をした者に通知する。

2 この公聴会に係る都市計画の変更の案は、福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県中建設事務所並びに石川町、浅川町、玉川村及び平田村の都市計画担当課において総覧に供する。

3 この公聴会に関する詳細については、福島県土木部都市総室都市計画課又は2の都市計画担当課に問い合わせるよう。

別記様式

公 述 申 出 書

平成25年11月1日付け福島県報に登載された「石川都市計画に定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を変更する案」に関し、次のとおり公述を申し上げます。

平成25年 月 日

福島県知事 佐藤 雄平

公述申出人

住所 氏名

- 1 意見を述べようとする理由
- 2 意見の要旨

- 1 意見を述べようとする理由
- 2 意見の要旨

注 「意見を述べようとする理由」及び「意見の要旨」については、日本工業規格 A列 4番の大きさの400字詰め原稿用紙1枚以内に横書きのこと。

(都市計画課)

**公告第三百五十二号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、県南都市計画に係る公聴会を次のとおり開催する。

平成二十五年十一月一日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 公聴会の開催日時及び場所  
日時 平成二十五年十一月二十八日（木） 午後六時三十分から  
場所 白河市八幡小路七番地一 白河市役所五階正庁
- 二 公聴会の案件  
県南都市計画に定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を決定する案
- 三 公述人の資格  
公述人になることができる者は、県南都市計画区域内の住民に限る。
- 四 公述人の申出  
公述人になろうとする者は、平成二十五年十一月十五日（金）までに、別記様式による公述申出書を福島県土木部都市総室都市計画課若しくは福島県県南建設事務所又はその者の居住する市町村を經由して知事に提出して申し出るものとする。
- 五 その他
  - 1 福島県都市計画公聴会規則（昭和四十四年福島県規則第九十一号）第六条第一項の規定により知事が公述人の数若しくは公述の時間を制限し、又は公述の全部若しくは一部を認めないときは、その旨を公述の申出をした者に通知する。
  - 2 この公聴会に係る都市計画の決定の案は、福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県南建設事務所並びに白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町及び塙町の都市計画担当課において縦覧に供する。
  - 3 この公聴会に関する詳細については、福島県土木部都市総室都市計画課又は2の都市計画担当課に問い合わせること。

別記様式

公 述 申 出 書

平成25年11月1日付け福島県報に登載された「県南都市計画に定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を決定する案」に関し、次のとおり公述を申し出ます。

平成25年 月 日  
福島県知事 佐藤 雄平

公述申出人  
住所  
氏名

- 1 意見を述べようとする理由
- 2 意見の要旨

注 「意見を述べようとする理由」及び「意見の要旨」については、日本工業規格 A列 4番の大きさの400字詰め原稿用紙1枚以内に横書きのこと。

(都市計画課)

**公告第三百五十三号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、会津都市計画に係る公聴会を次のとおり開催する。

平成二十五年十一月一日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 公聴会の開催日時及び場所  
日時 平成二十五年十一月二十七日（水） 午後六時三十分から  
場所 会津若松市追手町七番五号 福島県会津若松合同庁舎新館三階大会議室
- 二 公聴会の案件  
会津都市計画に定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を変更する案並びに会津都市計画に定める区域区分に関する都市計画を変更する案
- 三 公述人の資格  
公述人になることができる者は、会津都市計画区域内の住民に限る。
- 四 公述人の申出  
公述人になろうとする者は、平成二十五年十一月十五日（金）までに、別記様式による公述申出書を福島県土木部都市総室都市計画課若しくは福島県会津若松建設事務所又はその者の居住する市町村を經由して知事に提出して申し出るものとする。
- 五 その他
  - 1 福島県都市計画公聴会規則（昭和四十四年福島県規則第九十一号）第六条第一項の規定により知事が公述人の数若しくは公述の時間を制限し、又は公述の全部若しくは一部を認めないときは、その旨を公述の申出をした者に通知する。
  - 2 この公聴会に係る都市計画の変更の案は、福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県会津若松建設事務所並びに会津若松市及び会津美里町の都市計画担当課において縦覧に供する。
  - 3 この公聴会に関する詳細については、福島県土木部都市総室都市計画課又は2の都市計画担当課に問い合わせること。

別記様式

平成25年11月1日付け福島県報に登載された「会津都市計画」に関する都市計画を変更する案」に関し、次のとおり公述を申し出ます。

平成25年 月 日  
福島県知事 佐藤 雄平  
公述申出人  
住所  
氏名

- 1 意見を述べようとする理由
- 2 意見の要旨

注 「意見を述べようとする理由」及び「意見の要旨」については、日本工業規格 A列4番の大きさの400字詰め原稿用紙1枚以内に横書きのこと。

(都市計画課)

公告第三百五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、会津坂下都市計画に係る公聴会を次のとおり開催する。

平成二十五年十一月一日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 公聴会の開催日時及び場所  
日時 平成二十五年十一月二十六日（火）午後六時三十分から  
場所 河沼郡会津坂下町字市中三番甲三千六百六十二番地 会津坂下町役場三階大会議室
- 二 公聴会の案件  
会津坂下都市計画に定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を決定する案
- 三 公述人の資格  
公述人になることができる者は、会津坂下都市計画区域内の住民に限る。
- 四 公述人の申出  
公述人になろうとする者は、平成二十五年十一月十五日（金）までに、別記様式による公述申出書を福島県土木部都市総室都市計画課若しくは福島県会津若松建設事務所又はその者の居住する町村を経由して知事に提出して申し出るものとする。
- 五 その他  
1 福島県都市計画公聴会規則（昭和四十四年福島県規則第九十一号）第六条第一項の規定により知事が公述人の数若しくは公述の時間を制限し、又は公述の全部若し

くは一部を認めないときは、その旨を公述の申出をした者に通知する。

- 2 この公聴会に係る都市計画の決定の案は、福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県会津若松建設事務所並びに会津坂下町及び湯川村の都市計画担当課において縦覧に供する。
- 3 この公聴会に関する詳細については、福島県土木部都市総室都市計画課又は2の都市計画担当課に問い合わせること。

別記様式

平成25年11月1日付け福島県報に登載された「会津坂下都市計画」に定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を決定する案」に関し、次のとおり公述を申し出ます。

平成25年 月 日  
福島県知事 佐藤 雄平  
公述申出人  
住所  
氏名

- 1 意見を述べようとする理由
- 2 意見の要旨

注 「意見を述べようとする理由」及び「意見の要旨」については、日本工業規格 A列4番の大きさの400字詰め原稿用紙1枚以内に横書きのこと。

(都市計画課)

公告第三百五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、会津高田都市計画に係る公聴会を次のとおり開催する。

平成二十五年十一月一日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 公聴会の開催日時及び場所  
日時 平成二十五年十一月二十八日（木）午後六時三十分から  
場所 大沼郡会津美里町字高田甲二千九百五番一号 会津美里町公民館第一研修室
- 二 公聴会の案件  
会津高田都市計画に定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を変更する案
- 三 公述人の資格  
公述人になることができる者は、会津高田都市計画区域内の住民に限る。
- 四 公述人の申出



公述人にならうとする者は、平成二十五年十一月十五日（金）までに、別記様式による公述申出書を福島県土木部都市総室都市計画課若しくは福島県会津若松建設事務所又は会津美里町を経由して知事に提出して申し出るものとする。

五 その他

- 1 福島県都市計画公聴会規則（昭和四十四年福島県規則第九十一号）第六条第一項の規定により知事が公述人の数若しくは公述の時間を制限し、又は公述の全部若しくは一部を認めないときは、その旨を公述の申出をした者に通知する。
- 2 この公聴会に係る都市計画の変更の案は、福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県会津若松建設事務所並びに会津美里町の都市計画担当課において縦覧に供する。
- 3 この公聴会に関する詳細については、福島県土木部都市総室都市計画課又は2の都市計画担当課に問い合わせること。

別記様式

公 述 申 出 書

平成25年11月1日付け福島県報に登載された「会津高田都市計画に定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を変更する案」に関し、次のとおり公述を申し上げます。

平成25年 月 日

福島県知事 佐藤 雄平

公述申出人

住 所  
氏 名

- 1 意見を述べようとする理由
- 2 意見の要旨

注 「意見を述べようとする理由」及び「意見の要旨」については、日本工業規格A列4番の大きさの400字詰め原稿用紙1枚以内に横書きのこと。

（都市計画課）

公告第三百五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、喜多方都市計画に係る公聴会を次のとおり開催する。

平成二十五年十一月一日

福島県知事 佐藤 雄平

一 公聴会の開催日時及び場所

日時 平成二十五年十一月二十九日（金） 午後六時三十分から  
場所 喜多方市押切二丁目一 喜多方プラザ文化センター第二会議室

二 公聴会の案件

喜多方都市計画に定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を決定する案

三 公述人の資格

公述人になることができる者は、喜多方都市計画区域内の住民に限る。

四 公述人の申出

公述人にならうとする者は、平成二十五年十一月十五日（金）までに、別記様式による公述申出書を福島県土木部都市総室都市計画課若しくは福島県喜多方建設事務所又は喜多方市を経由して知事に提出して申し出るものとする。

五 その他

- 1 福島県都市計画公聴会規則（昭和四十四年福島県規則第九十一号）第六条第一項の規定により知事が公述人の数若しくは公述の時間を制限し、又は公述の全部若しくは一部を認めないときは、その旨を公述の申出をした者に通知する。
- 2 この公聴会に係る都市計画の決定の案は、福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県喜多方建設事務所並びに喜多方市の都市計画担当課において縦覧に供する。
- 3 この公聴会に関する詳細については、福島県土木部都市総室都市計画課又は2の都市計画担当課に問い合わせること。

別記様式

公 述 申 出 書

平成25年11月1日付け福島県報に登載された「喜多方都市計画に定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を決定する案」に関し、次のとおり公述を申し上げます。

平成25年 月 日

福島県知事 佐藤 雄平

公述申出人

住 所  
氏 名

- 1 意見を述べようとする理由
- 2 意見の要旨

注 「意見を述べようとする理由」及び「意見の要旨」については、日本工業規格A列4番の大きさの400字詰め原稿用紙1枚以内に横書きのこと。

（都市計画課）

公告第三百五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、西会津都市計画に係る公聴会を次のとおり開催する。

平成二十五年十一月一日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 公聴会の開催日時及び場所  
日時 平成二十五年十一月二十八日(木) 午後六時三十分から  
場所 耶麻郡西会津町野沢字下條乙 道の駅にしあいづ交流物産館よりつせ研修室  
公聴会の案件
- 二 西会津都市計画に定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を変更する案
- 三 公述人の資格  
公述人になることができる者は、西会津都市計画区域内の住民に限る。
- 四 公述人の申出  
公述人になろうとする者は、平成二十五年十一月十五日(金)までに、別記様式による公述申出書を福島県土木部都市総室都市計画課若しくは福島県喜多方建設事務所又は西会津町を經由して知事に提出して申し出るものとする。
- 五 その他
  - 1 福島県都市計画公聴会規則(昭和四十四年福島県規則第九十一号)第六条第一項の規定により知事が公述人の数若しくは公述の時間を制限し、又は公述の全部若しくは一部を認めないときは、その旨を公述の申出をした者に通知する。
  - 2 この公聴会に係る都市計画の変更の案は、福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県喜多方建設事務所並びに西会津町の都市計画担当課において縦覧に供する。
  - 3 この公聴会に関する詳細については、福島県土木部都市総室都市計画課又は2の都市計画担当課に問い合わせること。

別記様式

平成25年11月1日付け福島県報に登載された「西会津都市計画に定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を変更する案」に関し、次のとおり公述を申し上げます。

平成25年 月 日  
 福島県知事 佐藤 雄平  
 公述申出人 住 所  
 氏 名

- 1 意見を述べようとする理由
- 2 意見の要旨

注 「意見を述べようとする理由」及び「意見の要旨」については、日本工業規格A列4番の大きさの400字詰め原稿用紙1枚以内に横書きのこと。

(都市計画課)

公告第三百五十八号  
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により、猪苗代都市計画に係る公聴会を次のとおり開催する。  
平成二十五年十一月一日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 公聴会の開催日時及び場所  
日時 平成二十五年十一月二十六日(火) 午後六時三十分から  
場所 耶麻郡猪苗代町字城南百 猪苗代町役場正庁  
公聴会の案件
- 二 猪苗代都市計画に定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を変更する案
- 三 公述人の資格  
公述人になることができる者は、猪苗代都市計画区域内の住民に限る。
- 四 公述人の申出  
公述人になろうとする者は、平成二十五年十一月十五日(金)までに、別記様式による公述申出書を福島県土木部都市総室都市計画課若しくは福島県喜多方建設事務所又はその者の居住している町を經由して知事に提出して申し出るものとする。
- 五 その他
  - 1 福島県都市計画公聴会規則(昭和四十四年福島県規則第九十一号)第六条第一項の規定により知事が公述人の数若しくは公述の時間を制限し、又は公述の全部若しくは一部を認めないときは、その旨を公述の申出をした者に通知する。
  - 2 この公聴会に係る都市計画の変更の案は、福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県喜多方建設事務所並びに猪苗代町及び磐梯町の都市計画担当課において縦覧に供する。
  - 3 この公聴会に関する詳細については、福島県土木部都市総室都市計画課又は2の都市計画担当課に問い合わせること。

別記様式

平成25年11月1日付け福島県報に登載された「猪苗代都市計画に定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を変更する案」に関し、次のとおり公述を申し上げます。

平成25年 月 日  
 福島県知事 佐藤 雄平  
 公述申出人 住 所  
 氏 名

- 1 意見を述べようとする理由
- 2 意見の要旨

注 「意見を述べようとする理由」及び「意見の要旨」については、日本工業規格 A列4番の大きさの400字詰め原稿用紙1枚以内に横書きのこと。

(都市計画課)

**公告第三百五十九号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、南会津都市計画に係る公聴会を次のとおり開催する。

平成二十五年十一月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 公聴会の開催日時及び場所

日時 平成二十五年十一月二十六日（火） 午後六時三十分から

場所 南会津郡南会津町田島字根小屋甲四千二百七十七番一号 福島県南会津合同庁舎二階会議室

二 公聴会の案件

南会津都市計画に定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を決定する案

三 公述人の資格

公述人になることができる者は、南会津都市計画区域内の住民に限る。

四 公述人の申出

公述人になろうとする者は、平成二十五年十一月十五日（金）までに、別記様式による公述申出書を福島県土木部都市総室都市計画課若しくは福島県南会津建設事務所又は南会津町を経由して知事に提出して申し出るものとする。

五 その他

- 1 福島県都市計画公聴会規則（昭和四十四年福島県規則第九十一号）第六条第一項の規定により知事が公述人の数若しくは公述の時間を制限し、又は公述の全部若しくは一部を認めないときは、その旨を公述の申出をした者に通知する。
- 2 この公聴会に係る都市計画の決定の案は、福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県南会津建設事務所並びに南会津町の都市計画担当課において縦覧に供する。
- 3 この公聴会に関する詳細については、福島県土木部都市総室都市計画課又は2の都市計画担当課に問い合わせること。

別記様式

公 述 申 出 書

平成25年11月1日付け福島県報に登載された「南会津都市計画に定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を決定する案」に関し、次のとおり公述を申し出ます。

平成25年 月 日  
福島県知事 佐藤 雄 平

公述申出人

住所  
氏名

- 1 意見を述べようとする理由
- 2 意見の要旨

注 「意見を述べようとする理由」及び「意見の要旨」については、日本工業規格 A列4番の大きさの400字詰め原稿用紙1枚以内に横書きのこと。

(都市計画課)